

平成27年12月定例会

総務委員会説明資料

政策創造部

目 次

提 出 予 定 案 件

1.	一般会計・特別会計予算	-----	1
	(1) 歳入歳出予算	-----	1
	ア 総括表	-----	1
	イ 課別主要事項説明	-----	2
	(2) 債務負担行為	-----	3
2.	その他の議案等	-----	4
	(1) 条例案	-----	4

1 一般会計・特別会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

一般会計

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計	財 源 内 訳							一般財源
				特 定 財 源							
				国支出金	使用料 手数料	寄附金	財産収入	繰入金	諸収入	県 債	
総 合 政 策 課	999,417		999,417	8,300			243	3,000	9		987,865
統 計 戦 略 課	613,924		613,924	558,512					100		55,312
東 京 本 部	192,398		192,398				468				191,930
大 阪 本 部	202,454		202,454				736				201,718
県立総合大学校本部	87,787	200,000	287,787			(20,000)		9,210	351		(180,000)
						20,000					258,226
地 方 創 生 局	3,762,251		3,762,251	57,788	50			212,000	624,712	1,709,000	1,158,701
計	5,858,231	200,000	6,058,231	624,600	50	(20,000)	1,447	224,210	625,172	1,709,000	(180,000)
						20,000					2,853,752

注：() 数字は、補正額の財源の再掲である。

イ 課別主要事項説明

県立総合大学校本部
一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
企 画 総 務 費	87,787	200,000	287,787	① 企画調整費 (200,000) ア 新 「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業 200,000
県立総合大学校本部 合 計	87,787	200,000	287,787	

(2) 債務負担行為

一般会計

(単位：千円)

課名	事項	期間	限度額	左の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
県立総合大学校本部	奨学金返還支援費に係る補助金 (平成27年度事業分)	自 平成27年度 至 平成45年度	200,000			200,000	

2 その他の議案等

(1) 条例案

① 徳島県奨学金返還支援基金条例（県立総合大学校本部）

ア 制定の理由

大学生等の県内における就業を促進し、本県産業を担う人材の確保を図るために実施する奨学金の返還の支援に関する事業に要する経費に充てるため、徳島県奨学金返還支援基金を設置する必要がある。

イ 条例の概要

(ア) 大学生等の県内における就業を促進し、本県産業を担う人材の確保を図るために実施する奨学金の返還の支援に関する事業に要する経費に充てるため、徳島県奨学金返還支援基金（以下「基金」という。）を設置することとする。

(イ) 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとする。

(ウ) 基金は、(ア)の事業の財源に充てる場合に限り、処分することができることとする。

(エ) 基金の管理、運用益金の処理等について、所要の規定を設けることとする。

ウ 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

② 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（地域振興課）

ア 制定の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が制定されたことに鑑み、県民の利便性の向上及び行政事務の効率化に資するため、個人番号及び特定個人情報の利用に関し必要な事項を定める必要がある。

イ 条例の概要

(ア) 個人番号を利用することができる事務を定めることとする。

(イ) 県の執行機関が保有する特定個人情報を同一の執行機関内の他の個人番号利用事務の処理において利用するための規定を設けることとする。

(ウ) (イ)による特定個人情報の利用があった場合における条例等に基づく書面の提出義務の特例を定めることとする。

ウ 施行期日

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

ただし、イ(ア)については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

